

特殊車両通行許可の迅速化への取り組みについて

原則として道路の通行が禁止されている大型トレーラーなど特殊車両の通行許可については、近年、全国的に車両大型化の進展に伴い申請件数が増え、審査に要する日数が増加しています。

このため、和歌山県では、審査の効率化に資する「道路情報便覧」の収録を進めることにより、特殊車両通行許可の迅速化への取り組みを進めます。

1 特殊車両許可制度の概要等

(1) 制度概要

- ・ 道路は、車両制限令で通行する車両の重量・寸法が制限（別紙参照）されており、制限を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者等は道路管理者に特殊車両通行許可を受ける必要有り
- ・ 道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可

(2) 課題

ドライバー不足等に伴う車両の大型化等による許可申請件数の増加に伴い、審査日数が長期化

（ 許可件数は5年で約1.4倍に増加（H25：約26万件 → H29：約37万件）
審査日数は5年で約2倍に増加（H25：約23日 → H29：約50日）[国土交通省調べ] ）

(3) 対応

- ・ 審査日数を短縮するため、審査資料となる幅員、交差点の折進可否や橋梁など道路に関する基本情報の電子データ（道路情報便覧）化を推進
- ・ 申請件数の多い都道府県道や市町村道について、国は道路情報便覧の代行収録を実施

2 和歌山県の取組

- ・ 県独自の取組として、許可実績や今後申請が見込まれる新設の改良区間の状況を踏まえ、県管理道路（約77km）の道路情報便覧への収録を平成31年度に集中的に実施
- ・ 県管理道路分を県が自ら実施することで、余裕ができた国代行分を市町村道に振り分けるよう国へ働きかけ

(参考)

○和歌山県の便覧収録状況：県管理道路約2,600kmのうち約1,800kmを収録済

○国土交通省の取り組み：申請件数が概ね年間10件を超える地方道（約8,000km）について、国が道路情報便覧への収録を代行（H29～31）

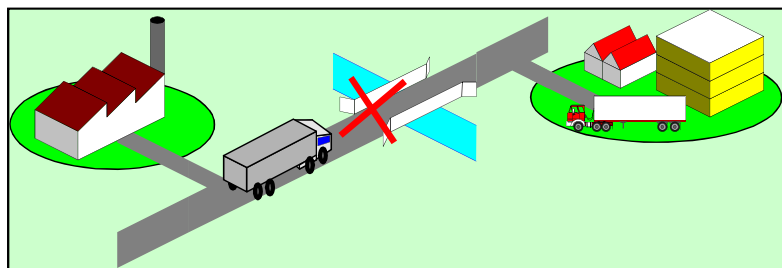
県土整備部道路局道路保全課

担当 林、野久保（管理班）

直通 073-441-3119

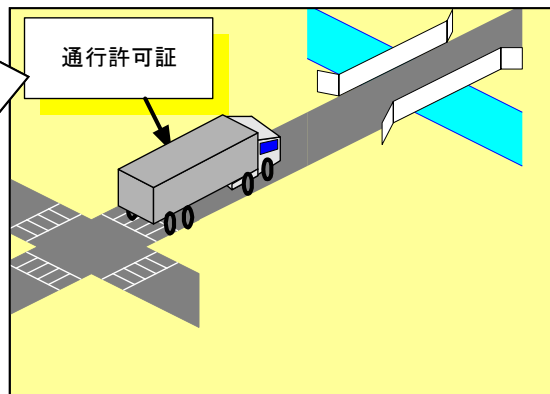
特殊車両通行許可制度の概要

道路は、一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように造られており、この規格を超える車両は、道路構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため、原則として道路を通行することはできない。(道路法第47条第1項、第2項、車両制限令第3条第1項)



ただし、車両の構造又は車両に積載する貨物を審査し、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両の通行を許可する「特殊車両通行許可制度」が設けられている。(道路法第47条の2)

通行時間帯を指定して交通量の少ない夜間通行、橋・高架などを通行時の徐行、連行の禁止、誘導車の配置を条件とするなど、衝撃を少なくしたり、他車を排除したりして、重量による影響が耐荷力以下となるような条件を付けて許可します。

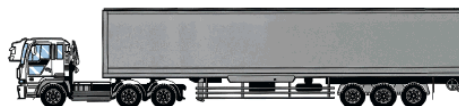


車両制限令第3条第1項に基づく車両の一般的制限値(上限値)



特殊車両の例

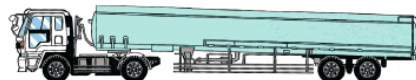
【バン型】



【国際海上コンテナ用】



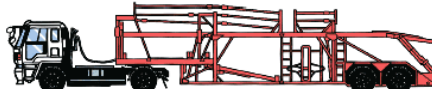
【タンク型】



【重量物運搬用】



【自動車運搬用】



【トラック・クレーン】



道路情報便覧の利点

道路情報便覧に収録していない道路の場合

他の道路管理者が管理する道路を含む申請を受理した場合、他の道路管理者への協議が必要



道路情報便覧に収録されている道路の場合

他の道路管理者が管理する道路を含む申請を受理した場合、道路情報便覧に収録されている道路であれば協議不要で審査可能



他の道路管理者が管理する道路でも協議不要で審査可能となり、道路管理者の審査業務の効率化、許可発行までの審査期間の短縮につながります！